**施設内結核感染予防の手引き**

平成31年1月31日　旭川市保健所作成

**１　入所者の健康管理**

⑴　入所に当たっては，活動性結核の有無に関する健康診断（胸部エックス線）を行うことが望ましい。

⑵　入所後は，感染症法に基づき定期健康診断の実施及び報告が義務づけられている施設（＊に記載）は，施設長の責任において入所時及び毎年1回以上の定期健康診断を行う。その他の入所施設にあっても，入所者の健康管理及び施設職員への感染防止の観点から定期的な健康診断を行うことが望ましい。

⑶　結核の早期発見のため，呼吸器症状のみならず，継続する体調不良や免疫の低下に絡む症状など，日常の健康観察に努める。

**２　職員の健康管理**

⑴　施設長は，職員全員に毎年1回以上定期健診を受診させるよう職場内における配慮を行う。

⑵　職員等は，定期健診を受診し自らの健康管理に努めるとともに，職員自身及び入所者の結核予防対策や結核発病時の対応等について，日ごろから職場研修等により知識を得ておく必要がある。

**３　日頃の感染予防**

⑴　入所者及び職員等は，手洗いの施行，消毒の実施など清潔管理を心がける。

⑵　入所者及び職員等で咳がある者は，「咳エチケット」（マスクやハンカチなどで口を覆う）の実施に努める。

⑶　職員等は，入所者の咳など呼吸器症状の出現を注意深く観察するとともに，結核が疑われる患者が発生したときはすぐに使用できるようＮ９５型マスクを常備し，使用方法をマスターしておく。

**４　結核が疑われる事項**

⑴　２週間以上続く呼吸器症状（咳，痰）

⑵　高齢者の場合は，呼吸器症状がないことも多く，なんとなく元気がない，活気がない，微熱，全身倦怠感，食欲不振，体重低下などの症状であっても，結核を原因疾患の一つとして念頭に置く。

**５　結核が疑われる入所者への対応**

⑴　施設長は，結核が疑われる症状はないが健康診断等により活動性結核の可能性があると判定された場合は，確実に精密検査を実施する。

⑵　施設長は，結核が疑われる症状がある場合は，早期に医療機関を受診させる。

⑶　結核が疑われる入所者にはサージカルマスクを使用し，個室へ移動，対応する職員はＮ９５型マスクを着用する。

⑷　受診時等で自動車を使用する場合は，２か所の窓を開けて換気し，結核が疑われる入所者はサージカルマスクを，同乗者はＮ９５型マスクを着用する。

**６　結核患者発生時の保健所との連携**

⑴　施設長は，感染症法に基づく措置等について，保健所の指示に従う。

⑵　施設長は，保健所の求めに応じ，患者及び接触者の情報（別紙「接触者名簿」参照）を提供する。

**７　患者家族及び他の入所者への説明**

⑴　結核に関する不安や，相談等がある場合は，保健所への相談を勧める。

⑵　患者接触者等の健診については，保健所が判断し，必要時連絡がある旨を伝える。

**８　患者及び他の入所者等への配慮**

⑴　入院が必要な結核であっても，適切な治療により比較的短期間で感染性がなくなり退院できることから，施設においては，結核と診断されたことを以て，入所者及び職員等を施設に受け入れないということのないよう配慮する。

⑵　職員等は，患者発生により患者及び入所者に不安を与えないよう，きめ細やかな配慮を行う。

**９　患者への服薬支援**

⑴　施設長は，保健所と連携し，患者の状況に応じた服薬支援を行い，定期的に患者の服薬状況等について保健所と情報を共有する。

⑵　施設長は，患者が受診や服薬を中断したときは，速やかに保健所に連絡する。

＜参考資料＞公益財団法人結核予防会結核研究所

加藤　誠也編　：　結核院内（施設内）感染対策の手引き平成26年版

　　　　　　　　　対策支援部保健看護学科編　：　高齢者施設・介護職員対象の結核ハンドブック

**１０　結核についての情報源**

　　 日本結核病学会ホームページ　<http://www.kekkaku.gr.jp>

　　 財団法人　結核予防会ホームページ <http://www.jata.or.jp>

　　　 旭川市保健所健康推進課保健予防係ホームページ

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakkyoku/sinseitodokede/d000000.html>

**＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）において結核定期健康診断の実施及び報告**

**が義務づけられている施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　施　設　区　分 | 対　象　者 | 実　施　回　数 |
| 病院・診療所・助産所・介護老人保健施設 | 「職員」 | 年１回 |
| 社会福祉施設　※１ | 「職員」及び「６５歳以上の入所者」 | 年１回 |
| 小学校・中学校 | 「職員」 | 年１回 |
| 高等学校・大学・短期大学・各種学校　※２ | 「職員」及び「入学した学生・生徒」 | 年１回 |
| 刑事施設 | 「２０歳以上の収容者」 | 年１回 |

※１　社会福祉施設とは，旧社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号までに規定する施設

※２　各種学校のうち，修学１年未満の学校は除く

**患者発生時**

患者発生

**施設内感染対策フロー図**

必要時対象者を拡大する場合あり。

退　院

病原体を保有していないこと，又は症状が消失したことの確認

入院延長勧告(第20条第１項）

入院期間延長(第20条第４項）

入院期間延長(第20条4項）

結核接触者健診所内検討会（対象者等の決定）

接触者健診の実施（第１７条）

**○発生届受理**

結核接触者健康診断

（第１７条）

・ＩＧＲＡ検査

→感染の有無を判定する血液検査

・胸部エックス線検査

→結核の発病の有無を判定

依　頼

調　査

感染性あり

入院勧告，措置（第19条第１項，第3項）

就業制限（第18条第1項）

感染性なし

感染症診査協議会

結核部会

**○　保健所との連携**

※施設は，保健所と連携し，患者の体調確認，服薬確認を行う。

（１）受診中断者，服薬中断者については，速やかに保健所に連絡する。

（２）治療中の患者や接触者について必要時保健所と情報共有を行う。

**○　退院後**

　（１）退院時訪問

　（２）服薬支援：

　　　　訪問ＤＯＴＳ

　　　　連絡確認ＤＯＴＳ

　（３）菌検査・薬剤感受性検査の把握

　（４）治療評価

**○　治療終了後**

　（１）治療終了後保健指導

　（２）管理検診・定期病状調査（年1回２～３年間）

**＜保健所＞**※(　　)内は感染症法の条項

面接　積極的疫学調査(第15条)

＜連絡先＞

旭川市保健所　健康推進課　保健予防係

旭川市７条通１０丁目第二庁舎３階　　電話２５－９８４８　　ＦＡＸ２６－７７３３

**感染管理担当部署**

連絡（日時・医療機関名）

受診勧告

健診対象者及び健診時期の連絡

提　出

**＜施設＞**

**○　患者発生**

接触者名簿の作成

※必要時，情報確認追加

濃厚接触者の抽出